

告 発 状

2014年（平成26年）8月28日

兵庫県警察本部長 殿

告発人 住所 兵庫県西宮市甲陽園目神山町16-10

氏名

昭和22年 1月10日生

職業 大学講師

告発人 住所 兵庫県西宮市上ヶ原7番町1-6-107

氏名

昭和25年12月24日生

職業 無職

告発人 住所 兵庫県尼崎市食満5-3-7-202

氏名

昭和23年 6月22日生

職業 無職

告発人 住所 兵庫県西宮市郷免町3-22

氏名

昭和30年12月30日生

職業 市議会議員

被告発人 住所 兵庫県姫路市

氏名 岩谷 英雄

職業 兵庫県議会議員

第1 告発の趣旨

被告発人の下記所為は、刑法156条（虚偽公文書作成罪）、刑法158条（同行使罪）及び刑法246条第2項（詐欺罪）に該当するものと思料されるので、被告発人を厳重に処罰されたく告発する。

第2 告発の事実

- (1) 被告発人は、2011年度政務調査費収支報告書の領収書添付様式に適正な領収書ではないことを知りながら、2万7500円×4枚、4万円×2枚分計6枚の領収書分を適正な領収書であると虚偽の記載をして、平成24年4月23日、神戸市中央区下山手通5丁目10番1所在の兵庫県議会事務所において、事務員に提出して、合計95,000円の返還を逃れたものである。

被告発人の調査研究費に係る虚偽記載の詳細は下記のとおりである。

①7月25日付新聞報道で、被告発人が、2011年度分の支出の中で、19万円分の領収書を偽造し、政務調査費を請求していることが分かった。領収書は姫路市内の会社（エスケーシーテクノ株式会社）が発行したもので、2万7500円が4枚、4万円が2枚、計6枚の領収書があり、手書きの宛名、額面、但し書きの事態、筆跡が同一のものが3組存在していた。日付だけが異なるため、日付を偽造し、コピーを勝手に作った可能性があるとして新聞報道された。

②同日、岩谷県議は記者会見し、「金はちゃんと支払った。領収書をもらえず、業者の指示で日付を変えたコピーを提出した」「悪いことだとは分かっており、不手際だった」と述べ、正規領収書の発行を受け、収支報告書を修正する予定とのこと。コピーや日付の修正について、どこで誰が行ったのかは「分からない」と回答した。これだけの情報では全体像が見えず、なぜこのような日付を偽造した領収書コピーを添付する必要があったのか理由がよくわからなかった。

③普通であれば、業者から領収書をコピーして使ってくれと言われれば、業者にクレームを出し、きちんとした領収書を出させるものである。通常の領収書の発行ができないのは、何か不都合な事実関係を隠していると考えざるを得ない。

④なお、政務活動（調査）費収支報告書に添付する領収書その他の証拠書類の写しは、適正な領収書の原本の写しであることが前提とされている。日付を改ざんしたものをコピーして使い回して、添付する行為は、虚偽公文書作成罪等を構成するものと言わねばならない。

⑤通常、業者が正規の領収書を発行しないことはあり得ず、まして、コピーした領収書を使ってくれと指示することは、虚偽公文書作成罪の共犯もしくは教唆したことになり、明らかな犯罪行為である。また、このような行為は、不手際で済むことなく、後から、正規の領収書を提出すること等で治癒されるものではない。

⑥告発人の一人である森池豊武は、8月13日に姫路市夢前町菅生潤74-28のエスケーシーテクノ株式会社を訪問し、現地調査を行った。以下はその時に明らかになった事実及び疑惑である。

ア. エスケーシーテクノ株式会社の代表取締役である安藤昌弘氏の説明によれば、岩谷議員のデータ整理業務を行った作業代金として、定型業務であったため、通常は27,500円、作業量が多い場合は40,000円を支払って貰っていた。岩谷議員が居るときにしか代金を支払ってもらえなかったため、領収書を持参していない場合もあった。同一金額なので、領収書がない場合、既存に発行していた領収書の日付を書き換えて対応したことはある。しかし、それは、メモないし覚え書きという意味で控えとして渡したもので、正規の領収書を後日発行するという認識であった。しかし、正規の領収書の発行は、野々村議員の問題が発覚し、岩谷議員の領収書コピー問題が公になるまでは、行わなかった。岩谷議員からの催促もなく、エスケーシーテクノ株式会社の事業が一時中断していたこともあり、今日に至っている。

イ. 領収書は、言うまでもなく、宛先・日付・金額等が適正に記載され、署名捺印された形式を完備することによって、正規の領収書としての証明力を有するものである。金額が同じであるからといって、コピーを行い、同一の領収書を使い回しすることが横行すれば、領収書発行という制度そのものが崩壊することになる。

ウ. 岩谷議員は、少なくとも3回にわたって、係る領収書の日付書き換えることによって、同一領収書をコピーし使い回すという行為を認識したうえで、公文書である政務活動（調査）費収支報告書の領収書添付様式にコピー

一した不適正な領収書の添付を行った。同一領収書をコピーし使い回したものを正規の領収書であるとして提出する行為は、虚偽公文書作成・同行使罪を構成するものである。3年も経過し、問題が明るみになった後に、釈明したり、領収書を再発行してもらい修正するという事でその罪を治癒したり逃れたりすることは出来ない。

エ. さらに、安達氏の証言によれば、作業の大半は、岩谷議員の後援会名簿の整理であったという事実が明らかとなった。後援会名簿の作成整理は選挙活動の一環であり、政務活動（調査）費を充当することは出来ないものである。

従って、被告発人の上記所為は、偽造した領収書を正規の領収書の写しであると虚偽の報告を行っていることで、虚偽公文書作成罪・同行使罪に該当すると思慮される。また、本来支出できない選挙活動に係る費用（後援会名簿の作成・管理費）を政務調査費であるとして、兵庫県議会事務局職員を欺罔する行為は、刑法246条第2項（詐欺罪）に該当すると思慮される。捜査当局に置かれては、被告発人の一連の所為に係る実態を解明され、厳重に処罰されることを望みます。

(2) 被告発人は、平成24年4月30日～平成26年2月28日にかけて、22回にわたり、フローリッシュいわさき株式会社の白紙の領収書に、宛先・日付・金額を被告発人が雇用している事務員に記載させるなどして作成した虚偽の領収書を会議費等の名目で政務調査（活動）収支報告書に添付させた。虚偽の領収書を正規の領収書であると虚偽記載をして、平成24年4月23日、平成25年4月19日及び平成26年4月18日に、神戸市中央区下山手通5丁目10番1所在の兵庫県議会事務所において、事務員に提出して、216,504円の返還を逃れたものである。

被告発人の調査研究費に係る虚偽記載の詳細は下記のとおりである。

①告発人の一人である森池豊武は、8月13日に姫路市夢前町寺9番地の67のフローリッシュいわさき株式会社を訪問し、現地調査を行った。以下はその時に明らかになった事実及び疑惑である。

ア. フローリッシュいわさき株式会社の代表取締役である岩崎順彦氏の説明によるとお茶と茶菓子のセット約50人分程度を岩谷事務所に持参し、代金を受け取ったが、領収書は持参していたものの、その束を事務員に渡し、宛先・日付・金額等を記入してもらった。その際、金額等は岩崎氏が確認している。

イ. 領収書は、発行する側が、宛先・日付・金額を記入し、署名捺印する

ことにより、確かに当該金額を受領したことを、宛先人に対して証明する重要な書類である。従って、白紙の領収書を相手方に渡し、宛先・日付・金額等を記入してもらったものは、領収書としての証明にはならず、領収書の偽造に当たるものである。例え、そのような行為を双方が承認合意していたとしても、そのような偽造された領収書は、政務活動（調査）費を充当する際の証明書としての領収書として使用することは出来ない。

ウ. 岩谷議員が、偽造された領収書である事を認識し、政務活動（調査）費収支報告書という公文書に添付し適正な領収書であるとして報告に間違いはありませんと署名捺印することは、虚偽公文書作成、同行使という犯罪行為を構成している。

エ. 3年間で22枚もの偽造の領収書が作成された理由が明らかにされなければならない。岩崎氏は他の顧客に対しては適正な領収書を発行していると証言しているにもかかわらず、岩谷議員に対しては1回も適正な領収書を発行していなかったことに対する合理的な説明が必要である。

オ. 岩崎氏は、領収書の内容が正しいことを証明するためには、得意先元帳や仕入れ伝票等の資料に基づいて、領収書に記載の金額に見合う品物が納入されていることを説明する責任がある。また、岩谷議員は、フローリッシュいわさきの43万円分を含み、三年間で143万円にも及ぶ、お茶、茶菓子の支出という常軌を逸した政務活動（調査）費を支出している。政務活動（政務調査）費の異常な使い方に対して、集会の性質、開催日、参加人数等を明らかにする責任がある。もし、適正な説明がなされず、143万円の支出について証明がなされない場合は、公金横領、詐欺罪等の犯罪を構成する可能性がある。

従って、被告発人の上記所為は、偽造した領収書を正規の領収書の写しであると虚偽の報告を22回も行っていることから、悪質かつ計画的な虚公文書作成罪・同行使罪に該当すると思慮される。また、岩崎氏の回答では毎回お茶・茶菓子等は納入しているとしているが、22回もの領収書の虚偽記載が行われていることから、品物の納入は行われぬまま白紙の領収書に虚偽の金額を記入することにより、政務調査費を横領しているのではないかの疑惑が存在している。そのような事実が明らかになれば、適正な政務調査（活動）費であるとして兵庫県議会事務局職員を欺罔する行為は、刑法246条第2項（詐欺罪）に該当すると思慮される。捜査当局におかれては、被告発人の一連の所為に係る実態を解明され、厳重に処罰されることを望みます。

